令和２年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
愛媛県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

令和２年５月
公益財団法人えひめ産業振興財団

令和２年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
愛媛県よろず支援拠点コーディネーター募集要領

公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）では、令和２年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）の実施に当たり、よろず支援拠点コーディネーターを以下のとおり募集します。

１　事業の概要

地域の他の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図るとともに、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化することにより、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ることを目的とする。

(1) 専門性の高い経営アドバイス
　売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案

(2) 課題解決のための総合調整
　①相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
　②経営課題に対応した支援機関の相互連携のコーディネート
　③他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、足らざるところを補い、地域の中小企業に対し、地域全体として最高水準の支援を実現

(3) 他の支援機関に対する支援ノウハウの共有
　経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでに支援した事例など本事業を実施することを通じて蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有

(4) 本事業の広報
　地域の中小企業に拠点の機能を知ってもらうべく、支援事例を含むＷＥＢコンテンツの充実、ＳＮＳやプレスリリース等の活用による積極的な情報発信の実施

２　募集職種、人数

よろず支援拠点コーディネーター　１名

３　応募資格要件等

以下の（1）～（6）の全てを満たすこと。

(1) 資金繰り改善や事業再生等の財務・経営改善に関して専門的知識を有し、経営課題の抽出並びに具体的なアドバイスができること。また、公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関のコーディネーターとして不適切でないこと。

(2) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、ＩＴコーディネータ等の中小企業支援に関する公的資格、民間企業等における中小企業・小規模事業者への支援実績又は中小企業・小規模事業者の経営相談に活かせる実務経験のいずれかを有していること。

(3) 愛媛県内に在住していること。

(4) 自家用車を運転して県内における企業訪問等が可能であること。

(5) パソコン（ワード、エクセル）、インターネット、メール等を活用して業務遂行が可能であること。

(6) 以下に該当しないこと。
　・成年被後見人及び被保佐人
　・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
　・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

４　業務内容

よろず支援拠点チーフコーディネーターを補佐し、チーフコーディネーターと共に中小企業・小規模事業者の経営課題を分析し、課題解決に最適な手法を選択して支援を行う。

(1) 県内に設置する拠点に来訪する事業者の課題解決に向けた相談対応
(2) 金融機関及び商工会・商工会議所等の支援機関と連携した出張相談会等において、金融機関の各店舗や地域の支援機関に出向き、設置された窓口での相談対応
(3) セミナーの開催、広報資料配布等によるよろず支援拠点のＰＲ、相談者の掘り起こし
(4) 課題解決のため相談内容に応じた適切な支援機関・支援施策の紹介とフォローアップ及び成果事例の輩出
(5) よろず支援拠点全国本部が構築した支援実績管理システムへの入力及び日毎の業務報告書の作成・提出

５　契約条件等

項　　目	内　　容
報　　酬	日額 25,000 円（税別） ※業務時間が４時間以上で７時間 45 分未満の場合は日額 12,500 円（税別）
旅　　費	業務に伴う出張旅費は財団規程に基づき別途支給
業務場所	えひめ産業振興財団（松山市久米窪田町 337-1）及び県内サテライト拠点 ※企業訪問等による出張あり。
業務時間	8 時 30 分～17 時 15 分
業務日数	週２日程度（業務実施日は別途指定）
業務期間	令和２年６月中旬（予定）～令和３年３月 31 日（水） ※国の予算状況及び業務実績等により更新の可能性あり。

６　応募に当たっての注意事項

(1) 応募申請書等の作成に係る費用は、自己負担となります。
(2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
(3) 本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
(4) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。契約期間終了後も同様とします。
(5) コーディネーターが次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。
①本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
②申請内容に虚偽があることが判明した場合
③財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
④法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
⑤社会的信用を失墜する行為があった場合
⑥心身に著しい障害があるため、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
⑦その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

７　選考方法

・一次審査（書類審査）及び二次審査（面接審査）により採用予定者を内定し、四国経済産業局と協議のうえ決定します。
・一次審査の結果は文書にて連絡を行います。
・二次審査は令和２年６月９日（火）に行います。（旅費等は自己負担になります。）
・二次審査（面接審査）の面接時間及び会場は、一次審査の結果連絡の際にお知らせします。
※コーディネーターの選考は、応募に必要な専門知識・職務経験・能力等の要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で総合的に判断します。

※選考結果についてのお問い合わせ（採否の理由等）には回答いたしかねますので、ご了承ください。

８　応募手続き及び受付期間

（1）応募手続き

次の提出書類を一つの封筒に入れ、受付期間内に財団（「９　応募及び問い合わせ先」）まで郵送又は持参してください。また、郵送の場合は、封筒の表面に「愛媛県よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱書きで記入してください。なお、提出された書類に不備がある場合は受理いたしません。

（提出書類と提出部数）

・コーディネーター応募申請書（様式１）・・・１部
・暴力団排除に関する誓約書（様式２）・・・・１部
・保有する資格の証明書（写し）・・・・・・・１部
・履歴書（市販様式可、写真貼付）・・・・・・１部

（2）受付期間

令和２年５月 18 日（月）～令和２年５月 29 日（金）【17 時必着】

※応募書類は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

９　応募及び問い合わせ先

公益財団法人えひめ産業振興財団　産業振興部新事業支援課（担当：池田、明比）
〒791-1101　松山市久米窪田町 337-1
TEL：089-960-1131